

広島県告示第二百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市千田町、横尾町、緑陽町、神辺町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横尾C（三四四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三軒家（三四四三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三軒家（三四四三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三軒家（三四四三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	三軒家（三四四三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天満下（三四四四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	天満下（三四四四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天満下（三四四四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	天満下（三四四四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天満下（三四四四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	天満下（三四四四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

七隣地区 烏山上(五二三七)	土石流	次の図のとおり	七隣地区 烏山上(五二三七)	土石流	次の図のとおり
七地区 烏山上(五二三)	土石流	次の図のとおり	七地区 烏山上(五二三)	土石流	次の図のとおり
一地区 横尾(八二四)	土石流	次の図のとおり	一地区 横尾(八二四)	土石流	次の図のとおり
隣二地区 小池(八三三九)	土石流	次の図のとおり	隣二地区 小池(八三三九)	土石流	次の図のとおり
隣二地区 小池(八三三九)	土石流	次の図のとおり	隣二地区 小池(八三三九)	土石流	次の図のとおり
隣a地区 小池(八三三九)	土石流	次の図のとおり		隣a地区 小池(八三三九)	
隣地区 小池(八三三九)	土石流	次の図のとおり	隣地区 小池(八三三九)	土石流	次の図のとおり
九地区 小池(八三三)	土石流	次の図のとおり		九地区 小池(八三三)	
隣二地区 坂田(八一九九)	土石流	次の図のとおり	隣二地区 坂田(八一九九)	土石流	次の図のとおり
隣二地区 坂田(八一九九)	土石流	次の図のとおり		隣二地区 坂田(八一九九)	
九地区 坂田(八一九)	土石流	次の図のとおり	九地区 坂田(八一九)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。